

# 家畜衛生便り

徳島県家畜防疫衛生センター  
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
徳島県吉野川市鴨島町麻植塚  
TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397

西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
三好郡東みよし町中庄  
TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

## 安全・安心な畜産物生産のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

### 1 動物用医薬品の使用について

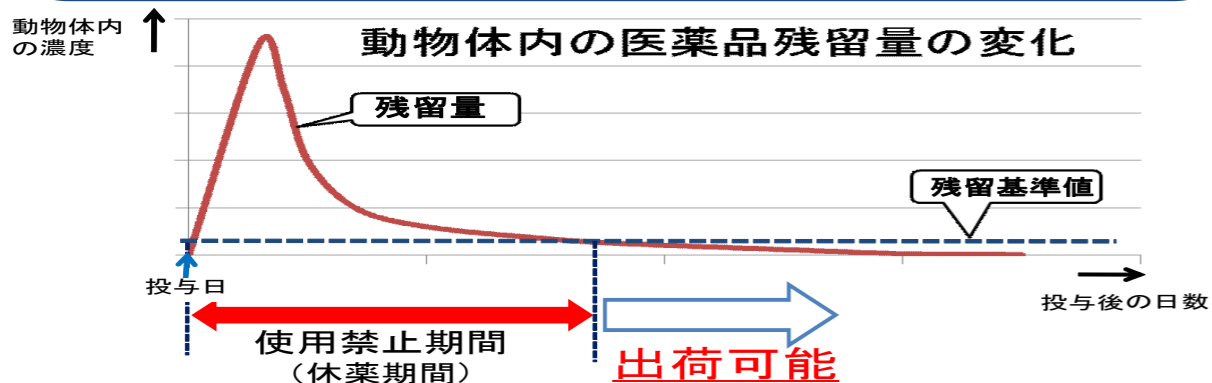
- (1) 獣医師の診断・指示に従いましょう。  
処方箋や指示書に従い**休薬期間（出荷制限期間）**を守りましょう。
- (2) **使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。**
  - ・使用した年月日、場所
  - ・使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴
  - ・医薬品の名称
  - ・医薬品の用法及び用量
  - ・使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを食用に供するためにと殺または出荷することができる年月日

## 抗菌剤・駆虫薬は使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

### 使用基準を守らないと・・・

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



使用基準を守って使用すれば、**食べても問題のない畜産物として出荷**できます。

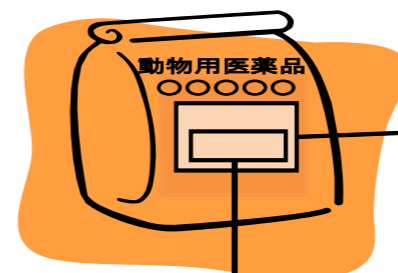
### 使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）

- 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留（87頭分の枝肉等を回収）。
- 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（124kg回収）。
- 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。
- 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留（3t回収）。

### 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗菌剤の入った飼料は使用期間・方法を守りましょう。
  - ・**搾乳中の牛、産卵中の鶏、うずら**、と殺前7日間の牛・豚・鶏には使用出来ません。
- (2) 飼料の原料に注意して給与してください。
  - ・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。
  - ・対象家畜が限られている飼料は、他の家畜に給与しないでください。
  - ・化学物質や重金属など、**人や家畜に危害を及ぼすもの**を与えなでください。
- (3) 飼料の保管に注意しましょう。
  - ・高温多湿な場所は避け、ネズミなどが侵入しないようにしてください。
  - ・カビ・細菌等に汚染された飼料は与えないようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間保存しましょう。
  - ・使用した年月日、場所、量
  - ・使用した家畜の種類
  - ・飼料の名称
  - ・飼料を購入した年月日、購入先

## 使用基準の確認と使用の記録



使用基準は、囲み枠に記載（裏面に記載の場合もあり）

<表示例>  
動物用医薬品 ○○○○○（商品名）  
効能・効果  
豚：豚回虫の駆除

**用法・用量**  
**飼料1t当たり0gを均一に混合し、0日間経口投与する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

注意：本剤は薬事法第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**例 豚：食用に供するためにと殺する前0日間**

### 対象動物

### 使用禁止期間（休薬期間）

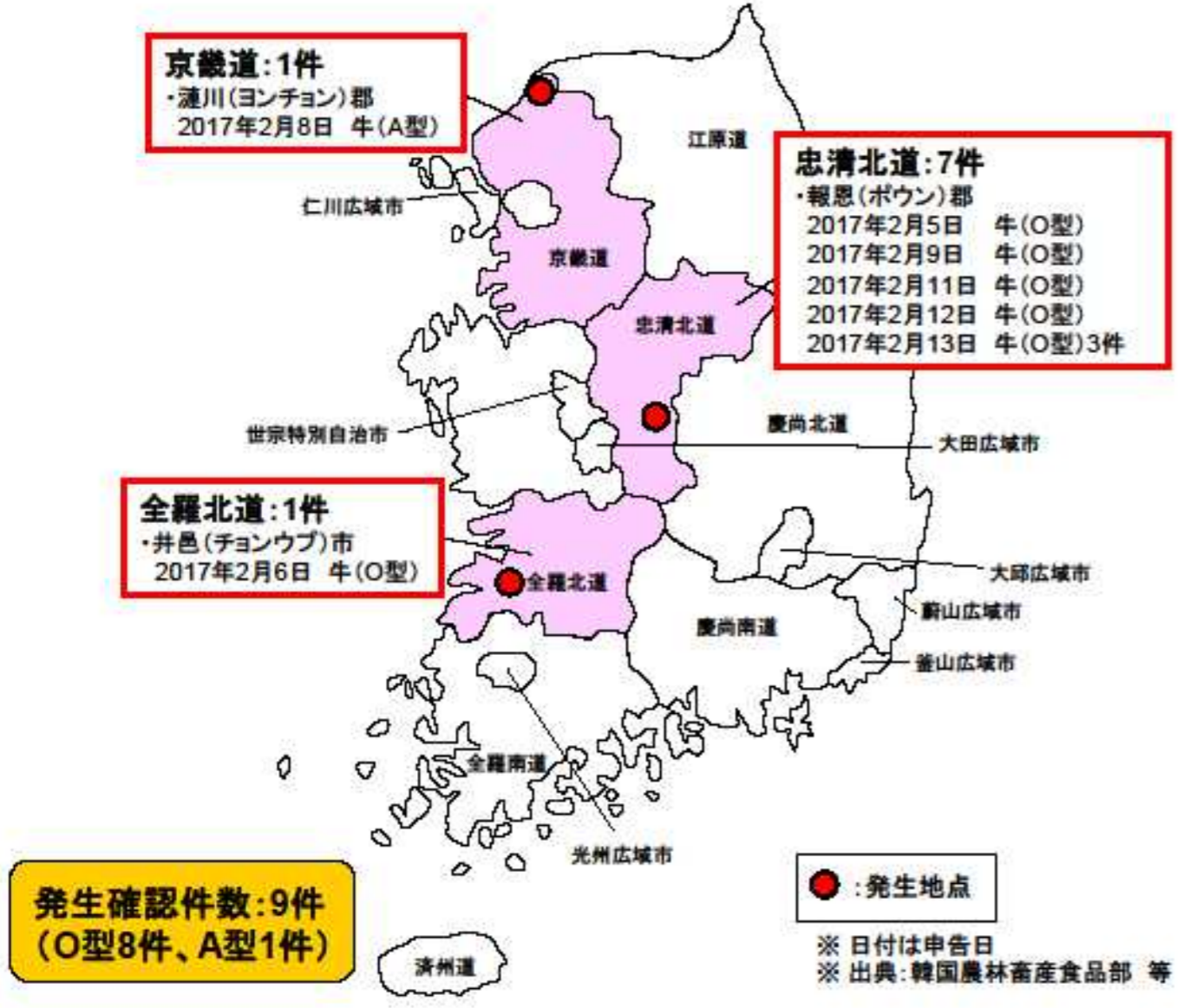
- 医薬品を使用したら、**使用記録を付けて保管**しましょう。  
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日  
**医薬品の使用に問題がないことの証拠**になります。
- 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、**使用記録と一緒に保管**しましょう。

未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）の使用は、薬事法で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。

※ 帳簿の保存期間 牛8年、豚2年、採卵鶏5年、ブロイラー2年

2017年2月14日現在

### 韓国における口蹄疫の発生状況 (2017年2月以降)



○韓国では、2010年12月から全国的に口蹄疫のワクチン接種を実施しており、繰り返し口蹄疫が流行

○2017年は、2種類(O型とA型)の口蹄疫ウイルスによる発生が確認されている

○2017年に発生しているO型のウイルスは、近年に韓国国内で流行したものと異なる系統のウイルスとされている

○近年における口蹄疫の流行(O型)

- ・2016年1月 ~ 3月: 21件(豚21件)
- ・2014年12月~翌年4月: 185件(牛5件、豚180件)
- ・2014年7月 ~ 8月: 3件(豚3件)

### 中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況 (2014年1月以降の発生)

